（電気）

北海道東川高等学校大規模改造電気設備工事における落札者決定基準
（施工実績審査タイプ）【評価点事後審査方式】

１　総合評価落札方式による入札執行について

⑴ 総合評価落札方式の適用について

本工事は、北海道東川高等学校の電気設備改修を行う工事である。

敷地周辺には中学校、住宅街となっており、騒音・振動等へ配慮した施工が求められるなど、多様な専門知識と対応力が求められる。

本工事の施工に当たっては、既存施設を使用しながらの工事となることから、学校運営への影響を最小限に抑えるための適切な施工計画及び工程管理が必要となる。また、既存建築物の改修工事であることから、施工中に既存部分の状況を確認しながら、各工事間の調整を行うなど、現場条件に応じた適切な対応が求められる。

さらに、建築工事及び機械設備工事等の各工種について、相互の施工時期や施工方法を十分に調整するとともに、品質の確保、安全管理及び周辺環境への配慮を図りながら工事を進める必要がある。

このようなことから、企業の技術力と価格を総合的に評価することにより、工事の品質を確保する。

２　落札者の決定方法

本工事は、次の方法により価格、技術評価項目及び施工体制を評価し、落札者を決定する。

⑴ 価格の評価（価格評価点の算出）

予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として 20 点を付与する。

なお、各応札者の価格評価点の算出方法は以下による。

ア　低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者

価格評価点＝100×｛１－（入札額/予定価格)｝＋20

イ　低入札価格調査基準価格未満で応札した者

価格評価点＝100×｛１－（低入札価格調査基準価格/予定価格)｝＋20（一定）

⑵ 技術評価項目の評価（落札候補者の技術評価点の審査及び評価）

技術評価項目の評価は、10 ページの（５）に示す評価値の最も高い第一順位の者を落札候補者として選定後、別表１に基づき技術評価点の審査及び評価を行うものとし、技術評価点の最高点数は 20.25 点とする。

別表１

技術評価項目			評価基準			配点	
企業の施工能力	工事施行成績		過去８年間の北海道建設部建築局発注工事の当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事施行成績の平均点		85 点≦　平均点	7.50	7.50
					83 点≦　平均点　＜85 点	7.00	
					81 点≦　平均点　＜83 点	6.50	
					79 点≦　平均点　＜81 点	6.00	
					77 点≦　平均点　＜79 点	5.50	
					75 点≦　平均点　＜77 点	5.00	
					73 点≦　平均点　＜75 点	4.50	
					71 点≦　平均点　＜73 点	4.00	
					69 点≦　平均点　＜71 点	3.50	
					平均点　＜69 点	3.00	
	北海道建設部工事等優秀者表彰		北海道建設部工事等優秀者表彰、道新技術・新製品開発賞		過去１～３年間に表彰あり	0.50	0.50
					過去４～８年間に表彰あり	0.25	
					なし	0.00	
	ＩＳＯマネジメントシステムの取得		ISO9001 を取得			0.50	0.50
			上記以外			0.00	
	地域精通度（施工実績）		当該工事箇所が存する市町村内			1.50	1.50
			当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内			0.75	
			なし			0.00	
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格		一級電気工事施工管理技士（有資格期間５年以上）を保有し、かつ技術士又は建築設備士を保有			2.00	2.00
			一級電気工事施工管理技士（有資格期間５年以上）を保有し、又は技術士又は建築設備士を保有			1.50	
			一級電気工事施工管理技士（有資格期間５年未満）を保有			1.00	
			二級電気工事施工管理技士（有資格期間５年以上）を保有			0.50	
			上記以外			0.00	
	主任(監理)技術者の継続教育		ＣＰＤの証明あり（推奨単位以上取得）			0.50	0.50
			なし			0.00	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置		一・二級電気工事施工管理技士又は一級電気工事施工管理技士補の追加配置			0.50	0.50
			なし			0.00	
	技術職員の育成・確保		評価点の大きいもの	①若年技術職員の育成・確保	技術職員の 35 歳未満の割合が 15%以上、又は、新規技術者（35 歳未満）が１%以上（直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による）	0.50	0.50
				②技術職員総数の確保	技術職員の総数が、同数以上（直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員名簿の比較）	0.50	
					技術職員の総数の減少が１～２人、又は、減少率が４%以下（直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員名簿の比較）	0.25	
					技術職員の総数の減少が３人、又は、減少率が６%以下（直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員名簿の比較）	0.10	
			上記該当なし			0.00	
	新規の雇用		過去５年間に新卒者、離職者の雇用実績あり			0.50	0.50
			なし			0.00	
	労働環境改善	①～④の中から２項目選択	①雇用環境への取組	雇用環境への取組あり（①建設雇用優良事業所表彰　②通年雇用　③奨学金に関する支援の取組）		0.25	0.50
				なし		0.00	
			②仕事と家庭の両立支援の取組	次世代育成支援推進法の一般事業主行動計画の策定・届出あり		0.25	
				なし		0.00	
			③女性の活躍支援の取組	女性活躍支援法の一般事業主行動計画策定・届出あり		0.25	
				なし		0.00	
			④高年齢者継続雇用	実績あり		0.25	
				なし		0.00	
	地域の技能士等の活用		計画あり			0.50	0.50
			なし			0.00	
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	当該工事箇所が存する市町村			1.00	1.00
			当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内			0.50	
			上記以外			0.00	
	地域経済への波及	地域企業の活用	計画あり			0.25	0.25
			なし			0.00	
		地域資材の活用	計画あり			0.25	0.25

			なし	0.00	
	地域社会貢献	多様な雇用への貢献	いずれかに該当有り （①障がい者の就労支援　②協力雇用主制度）	0.25	0.25
			なし	0.00	
		環境対策の認定制度等	登録又は認証あり	0.25	0.25
			なし	0.00	
	その他	円滑な事業執行への貢献	重点工事の完成実績があり、加点申請あり	0.25	0.25
			なし	0.00	
地域建設業経営環境評価			0.00≦評価比率＜0.25	3.00	3.00
			0.25≦評価比率＜0.50	2.40	
			0.50≦評価比率＜0.75	1.80	
			0.75≦評価比率＜1.00	1.20	
			1.00≦評価比率＜1.25	0.60	
			1.25≦評価比率	0.00	
減点項目	過去６か月の措置による減点		重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	(-1.00)	
			総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	(-1.00)	
計（満点）				20.25	

(3) 施工体制の評価（施工体制評価点の算出）

施工体制の評価は、必要がないと認められる場合を除き、開札後に応札した者から「施工体制に係る積算内訳説明書」の提出を求め、その内容を確認し評価する。

なお、必要に応じて積算内訳説明書の記載内容についてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができるものとする。

ア　施工体制が十分確保されている場合は、評価Ａとして 15 点を付与する。

イ　施工体制が概ね確保されている場合は、評価Ｂとして５点を付与する。

ウ　施工体制の確保がされない恐れがある場合は、評価Ｃとして０点とする。

(4) 評価項目の説明

ア　企業の施工能力

(ｱ) 工事施行成績

a　工事施行成績の実績がない企業は、65 点として扱う。

b　工事施行成績は、当該工事資格における過去８年間（平成 30 年１月１日から令和７年 12 月 31 日まで）に引渡が完了した北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事（引渡行為がない工事は完成検査に合格した工事）を評価対象とする。

c　工事施行成績の平均点は、小数点以下第２位を切り捨てし、１位止めとする。

(ｲ) 北海道建設部工事等優秀者表彰（北海道新技術・新製品開発賞を含む）の評価対象は、平成 30 年 4 月 1 日から令和８年３月 31 日までの期間とする。また、工事等優秀者表彰は、この期間に当該工事と同じ入札参加資格の種類により受賞した表彰とする。

(ｳ) ISO マネジメントシステムの評価対象は、当該工事と同じ入札参加資格の種類かつ有効期限が公告日以後のものとする。

(ｴ) 地域精通度（施工実績）

a　施工実績の対象は、平成 23 年４月１日から公告日までの期間に元請として完成し引渡が完了した工事とする。

b　対象工事の要件は、入札参加資格要件の類似工事の施工実績と同じ要件とする。

c　施工実績に該当する工事が複数ある場合は、評価が最も高くなると予想される工事を１つ選択する。

イ　配置予定技術者

(ｱ) 有資格期間は、当該工事の公告日における有資格年数とする。

(ｲ) 技術士の分野は、電気電子部門である。

(ｳ) 継続教育は、建築ＣＰＤ運営会議加入団体のＣＰＤを評価対象とする。

(ｴ) 各団体又は建築ＣＰＤ運営会議が発行する実績証明書により評価する。

(ｵ) 推奨単位は、各実績証明書発行団体の推奨単位とする。

（例：　建築ＣＰＤ運営会議　12 単位/１年間、　（一社）北海道建築士会　12 単位/１年間）

(ｶ) 推奨単位の対象期間が１年間の場合は、当該年度の前年度の１年間に取得した単位を評価する。推奨単位の対象期間が２年以上の場合は、当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位を評価する。（２年間の場合、前年度及び前々年度の２年間）

なお、令和２年度から令和４年度の取得単位については、推奨単位の１/２以上を取得している場合に評価する。

(ｷ) 入札参加希望者が技術評価項目申請書の提出時に配置予定技術者を特定できず複数の候補者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い１名で申請すること。

（申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。）

ウ　担い手の育成・確保

(ｱ) 技術者の追加配置は、一級・二級電気工事施工管理技士又は一級電気工事施工管理技士補の資格を有し、他工事の主任（監理）技術者となっていない者を、当該工事の主任（監理）技術者に加えて配置した場合に評価する。

(ｲ) 技術職員の育成・確保は、次のａ、ｂを比較して、いずれか大きい方を評価点とする。

ａ　①若年技術職員の育成・確保

直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価する。

ｂ　②技術職員総数の確保

技術職員の確保は、直近の経営事項審査申請時の技術職員の総数が、公告日の直近の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数と比較して同数以上、又は 3 人以下若しくは６％以下の減少の場合に評価する。

(ｳ) 新規の雇用、労働環境改善、及び地域の技能士等の活用の各評価項目の詳細については、別表２による。

別表２

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	【評価対象】 ・評価対象はａ又はｂのいずれかに該当する企業とする。 ａ 学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者（卒業年度を含む４か年度以内）を、過去５年間に雇用した企業。 ｂ 離職時点で建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を、過去５年間に雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 ・公告日の月の初日の時点で３か月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）と継続雇用している企業を評価する。 ・採用時点において、満 35 歳未満の者とする。 【評価期間】 過去５年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、５年前の４月１日から公告日の月の初日までの期間を評価期間とする。（令和８年５月公告の場合、令和３年４月１日から令和８年５月１日までの期間）

雇用環境への取組	【評価対象】 ・評価対象は以下のいずれかに該当する企業とする。 ａ 道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用改善優良事業所表彰を過去３年間に受けた企業。 ｂ 令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。 ｃ 若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還、又は学生等内定者への奨学金給付の支援に取り組む企業。 ・奨学金返還の支援（代理返済等）、若しくは給付型奨学金等への出資を行っている、又は行う規程を設けている企業 ・道内市町村の奨学金返還支援制度の認定（登録）企業となっている企業 ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）のホームページにおいて企業の奨学金返還支援（代理返還）制度に搭載されている企業 【評価期間等】 ・ａの場合、過去３年間は、令和５年４月１日から令和８年３月 31 日までの期間に受賞した表彰とする。 ・ｃの場合、令和８年度において、企業のホームページへの掲載、求人票・社内規約・その他企業の支援があることを確認できる書類（写し）の提出のあった企業。 （添付資料で会社名が確認できないものは評価しない）
仕事と家庭の両立支援の取組	【評価対象】 評価対象は、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の時点で、次の要件に該当する企業とする。 （計画期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。
女性の活躍支援	【評価対象】 評価対象は、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の時点で、次の要件に該当する企業とする。 （計画期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。
高年齢者継続雇用	【評価対象】 ・次のいずれかの企業を評価対象とする。 ①令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。 ②前年度の４月１日時点において満 65 歳以上の高年齢者について、公告日の月の初日の時点で１年以上継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。（令和８年５月公告の場合、令和７年４月１日時点で満 65 歳以上の高年齢者を、令和７年５月１日から令和８年５月１日までの１年間、同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。）また、評価対象の高年齢者は、下記の(ｱ)から(ｳ)のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。 (ｱ)雇用期間の定めの無い労働者。 (ｲ)一定期間（１か月、６か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(ｱ)と同一の状態にあると認められる者。 (ｳ)日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上(ｱ)と同様の状態にあると認められる者。 【その他】 ・入札参加者には、下記①～③の書類の提出を求める。 ①雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ②健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し、又は健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し 健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ③対象期間において継続雇用されていることがわかる書面（出勤簿や賃金台帳の写しなど）
地域の技能士等の活用	【評価対象】 ・当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内に居住する技能士又は基幹技能者を１名以上活用する計画を評価対象とする。 ・評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしないが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものを評価する。 【履行確認】 ・当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影する（１名以上）。 なお、監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者（現場代理人）が監督員の代わりに確認できるものとする。 ・工事完了時に、工事施工中に撮影した写真及び資格を証する書類の写しを工事完了時に提出する技能士選定通知書に添付し、監督員に提出する。

エ　地域の守り手確保

(ｱ) 主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a　建設業許可申請書別紙（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）様式第１号別紙）の「主たる営業所」の欄に記載されているもの

b　会社法第 27 条の本店で、かつ、建設業法第３条の許可を有している営業所

(ｲ) 地域経済への波及、地域社会貢献及びその他（円滑な事業執行への貢献）の各評価項目の詳細については、別表３による。

別表３

技術評価項目	留意事項等
地域企業の活用	【評価対象】 ・地域内企業を下請け等で活用する計画を評価対象とする。 　・地域内企業の一次下請け活用を評価対象とする。 　・地域内企業の元請施工を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内に主たる営業所がある企業とする。 【履行確認】 ・当該工事完了時に、施工体制台帳により計画内容の履行状況を確認する。
地域資材の活用	【評価対象】 ・工事資材を当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内で調達する計画を評価対象とする。 ・調達する計画の調達金額が、工事予定入札額の５％以上となる計画を評価する。 【履行確認】 ・当該工事完了時に、領収書又は発注伝票などにより計画内容の履行状況を確認する。
多様な雇用への貢献	【評価対象】 ・評価対象はａ又はｂのどちらかに該当する企業とする。 　ａ 令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業又は北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。 　（北海道働き方改革推進認定制度の認定期間の終了日が公告日以降のものを有効とする。） 　ｂ 保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 　（令和８年度において、協力雇用主として登録していることを証するものであること。）
環境対策の認定制度等	【評価対象】 ・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。 ・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、さっぽろエコメンバー、北海道環境マネジメントシステムスタンダード（ＨＥＳ）、エコアクション２１（ＥＡ２１）とする。 ・認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。
その他（円滑な事業執行への貢献）	【評価対象】 ・重点工事に指定された工事の受注者が、当該工事の完成年度の次年度以降（３か年度以内）の総合評価落札方式適用工事の入札において、加点を申請した場合に、評価する。 　※１　当該工事に係る①指名停止の措置、②総合評価落札方式の不履行、③重要な瑕疵による補修（損害賠償）請求を受けた場合、①②③の通知日（請求日）以降は、対象外とする。 　※２　当該加点を申請して工事を受注した企業は、それ以降の工事では当該加点は申請できない。 　※３　共同企業体の場合は、各構成員が申請する加点の平均点を共同企業体の加点とする。なお、当該工事を受注した場合は、加点を申請した構成員は、それ以降の工事では当該加点は申請できない。 ［重点工事］改修工事、僻地工事、その他特に高い技術力を必要とする工事で、公告において建築局が重点工事に指定するもの

オ　地域建設業経営環境評価

(ｱ) 評価比率は、次式により算出する。

$$評価比率＝\frac{未完成工事件数（A）}{年平均受注係数｛（B/５）＋１（補正値）｝}$$

Ａ：未完成の建築局発注工事受注件数

Ｂ：過去５か年度の建築局発注工事の受注実績件数

(ｲ) 評価比率は、小数第３位を切り捨て２位止めとする。

(ｳ) 受注件数とは、北海道建設部建築局（建築保全課を除く）と契約を締結した工事（追加工事を除く。）の件数とする。

(ｴ) 年平均受注係数（分母）

当該年度の前年度から起算した５年間（令和３年４月１日から令和８年３月 31 日まで）の平均受注件数に１を加えたものとする。

(ｵ) 未完成工事件数（分子）

元請として建築局（建築保全課を除く）と契約を締結している工事（追加工事を除く。）のうち、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請締切日の前日までに引渡を完了していない工事の件数とする。

なお、初年度のでき形が０％である工事の入札に参加する場合の分子の計算においては、年度内に完成する予定の工事件数を分子に含めないで評価値を計算する。

また、当初契約において、申請締切日の前日までの工期末を設定していた工事で、受注者の責めに帰さない要因による工期延期に伴い工期末が申請締切日以降に変更となった場合、当該工事については引渡を完了したものとして計算を行う。

(ｶ) 申請締切日以降における他の工事の取扱い（分子）

a　当該工事で落札予定者になった者が、開札日以前に建築局（建築保全課を除く）が発注する他の工事の落札予定者となり、入札参加資格審査申請者等の申請締切日前日までの間に契約していない工事を有している場合は、その契約予定件数を分子に加えて評価値を算出する。

b　開札日に複数の入札がある場合については、入札整理番号順に評価値の算出を行うものとし、当該工事において落札予定者となった者について、当該工事の前の入札で落札予定者となっている場合、その契約予定件数を分子に加えて評価値を算出する。

c　上記 b のうち当該工事が施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）となった場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に評価値を算出し、その後に評価値を算出する。

カ　減点項目

(ｱ) 当該工事の公告日の月の７か月前から２か月前までの６か月間（公告日が令和８年４月 22 日の場合、令和７年９月１日から令和８年２月 28 日）に、北海道建設部建築局が発注する工事において、次に該当する事例があった場合には、技術評価点を減点する。

a　重要な瑕疵に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受けた場合。なお、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。

b　総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った場合。なお、該当の有無は工事検査日で判断する。

キ　共同企業体で申請する場合の取扱い

(ｱ) 各評価項目に対する評価方法等は、別表４のとおりとする。

別表４

<table>
<tr><th colspan="3">技術評価項目</th><th>評価方法等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">企業の施工能力</td><td colspan="2">工事施行成績</td><td>各構成員の施行成績の平均点を単純平均したもので評価する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">北海道建設部工事等優秀者表彰</td><td>構成員の中で最も高い評価点</td></tr>
<tr><td colspan="2">ISOﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの取得</td><td rowspan="2">構成員の評価点の平均点</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域精通度（施工実績）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配置予定技術者</td><td colspan="2">主任（監理）技術者の資格</td><td rowspan="2">各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、構成員の中で最も高い評価点</td></tr>
<tr><td colspan="2">主任（監理）技術者の継続教育</td></tr>
<tr><td rowspan="7">担い手の育成・確保</td><td colspan="2">技術者の追加配置</td><td>構成員のいずれかにおいて、申請した場合に評価する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">技術職員の育成・確保</td><td>構成員の評価点の平均点</td></tr>
<tr><td colspan="2">新規の雇用</td><td>構成員の中で最も高い評価点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">労働環境改善</td><td>①雇用環境への取組</td><td rowspan="4">構成員ごとに選択した項目の評価点を合計し、その平均点を共同企業体の評価点とする。</td></tr>
<tr><td>②仕事と家庭の両立支援の取組</td></tr>
<tr><td>③女性の活躍支援の取組</td></tr>
<tr><td>④高年齢者継続雇用</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域の技能士等の活用</td><td>共同企業体としての計画を評価する。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">地域の守り手確保</td><td colspan="2">主たる営業所の所在地</td><td>構成員の評価点の平均点</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域企業の活用</td><td rowspan="2">共同企業体としての計画を評価する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域資材の活用</td></tr>
<tr><td colspan="2">多様な雇用への貢献</td><td rowspan="2">構成員の評価点の平均点</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境対策の認定制度等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>円滑な事業執行への貢献</td><td>構成員の評価点の平均点</td></tr>
<tr><td colspan="3">地域建設業経営環境評価</td><td>年平均受注係数（分母）は、各構成員の件数を合算し算出した年平均に構成員数を加えた数値とし、未完成工事件数（分子）は、各構成員の件数を合算した数値とし、算出し評価する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">減点項目</td><td colspan="2">重要な瑕疵の修補請求</td><td rowspan="2">構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">技術評価項目の不履行</td></tr>
</table>

※　各構成員毎の工事施行成績の平均点の単純平均は、小数第２位切り捨て、１位止めとする。

※　評価点は、小数第３位切り捨て、２位止めとする。

(ｲ) 企業の施工能力に係る補足

ａ　構成員ごとの工事施行成績の平均点を単純平均する。この場合の平均点も、小数第２位を切り捨て１位止めとする。

ｂ　乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。

ク　共同企業体の構成員としての実績の取扱い

(ｱ) 工事施行成績

ａ　共同企業体で施工した場合における工事施行成績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。

ｂ　乙型共同企業体（分担施工方式）で施工した場合は、分担した工事の入札参加資格による工事施行成績の実績として評価する。

(ｲ) 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。

(ｳ) 地域建設業経営環境評価

共同企業体で施工した工事又は施工中の工事における受注件数は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

(ｴ) 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

ケ　合併等の取扱い

(ｱ) 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

(ｲ) 事業譲渡の場合

ａ　事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

ｂ　事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。

(ｳ) 会社分割の場合

事業譲渡の場合に準ずる。

(ｴ) (ｱ)、(ｲ)において、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。

ａ　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。

ｂ　破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。

ｃ　清算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、清算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。

ｄ　休眠会社（建設業法第 29 条第３号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を１年以上休止している会社）である場合。

(5) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

ア　技術評価点の評価及び審査

発注者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下、「評価値」という。）を、「入札金額」と「自己採点申請書」により算出し、評価値の最も高い第一順位の者を落札候補者として選定する。

落札候補者の技術資料に基づく審査は、評価値の最も高い第一順位の落札候補者について行うものとし、技術資料の審査の結果、第一順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり、評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第二順位の者を落札候補者として選定し、

技術資料に基づく審査を行うものとする。なお、第二順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第三順位の者を落札候補者とし、以降、順位に変動が生じない時点まで、順に審査及び評価を行う。

なお、入札参加者が「自己採点申請書」により行った各項目の自己採点を超える評価は行わない。

(6) 落札者の決定

ア　地方自治法施行令第 167 条の 10 の２第２項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(５)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ　アの評価値の高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

３　責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

４　技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者、担い手の育成・確保（技術者の追加配置、地域の技能士等の活用)、地域の守り手確保（地域企業の活用、地域資材の活用）に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

５　技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責により加点評価された技術評価項目を遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 配置予定技術者

ア　減点は、交代した技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点するが、「過去６か月の措置による減点」の対象外とする。

イ　減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大４点とする。

(2) 技術者の追加配置

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、５点減点する。

(3) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保の不履行による減点

ア　申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ　減点は、１項目当たり一律５点とする。